保育制度改革に関する意見書

保育環境の整備が喫緊の課題となる中、国では「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を策定した。また、「経済成長戦略」の中では、幼稚園や保育園の分野を今後の成長が見込まれる「市場」と位置づけ、より一層の規制緩和を進めようとしている。これらの方向性は、地域や家庭による格差や、保育水準や保育の質の低下を生じさせることが危惧される。子どもたちが健やかに発達するためには、保育における国と、自治体の公的責任が不可欠であり、現行の保育制度に基づく保育施策の拡充が重要である。

よって、国においては、次の事項に特段の配慮をされるよう要望する。

- 1児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
- 2地方自治体が待機児童解消に向けた保育所整備ができるよう、国が必要な支援と 財政措置を行うこと。
- 3直接契約・直接補助方式の導入を基本とした保育制度改革は行わないこと。
- 4保育水準の低下につながる国の保育所最低基準廃止・引き下げは行わず、国の責任において維持・改善を行うこと。
- 5保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
- 6子育てにかかわる保護者負担を軽減すること。
- 7 民間保育所運営費の一般財源化は行わず、公立保育所運営費・施設整備費を国庫 補助負担金に戻すこと。

平成 22 年 9 月 27 日

大和市議会